

社会福祉 あきた

NO.
378
2025.1.20



P2 年頭あいさつ

鴻声祭の全体演奏
写真提供:後三年鴻声の里(美郷町)

特集

P3 秋田県地域福祉推進委員会 活動報告

P6 返還免除がある貸付制度のご案内

P8 職場紹介リレー
社会福祉法人水交会 後三年鴻声の里(美郷町)

P9 福祉サービス第三者評価
令和7年度受付期間設定のお知らせ

P10 皆様の善意

P12 シリーズ“社協のいま”八峰町社会福祉協議会



ふれあいネットワーク

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
<https://www.akitakenshakyo.or.jp>

令和7年 新年挨拶



社会福祉法人
秋田県社会福祉協議会
会長 三浦 廣 巳

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのことと心よりお喜び申し上げます。

昨年は、新たな地域福祉活動計画スタートの年として、ますます多様化する福祉ニーズに対応できるよう、地域の皆様や関係団体の皆様と手を携え、「福祉の輪」を拡げるべく努めてまいりました。おかげさまで、こうした取組が着実に実となってきているものと実感しております。

こうした中、国においては、「地域共生社会の在り方検討会議」が設置され、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開に向けた検討が現在行われています。

今後の包括的支援体制整備の在り方、重層的支援体制整備事業等における取組の方向性、さらには身寄りのない高齢者等が抱える課題への対応及びそのための多分野の連携・協働の在り方を主な論点とし、今年夏頃を目途に検討結果の取りまとめが行われる予定となっております。

こうした流れを受け、本会では、平成17年度から市町村社会福祉協議会(以下「市町村社

協」という。)とともに取り組んできた「地域福祉トータルケア推進事業」について、今日的な状況を踏まえ、要綱の改定作業を進めています。

地域共生社会の実現に向けては、「総合的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施し、包括的支援体制の整備を進めることが求められており、こうした取組を進めることで、これまで地域福祉活動に努めてきた社協の強みを活かしながら一層の飛躍を図ることができ、ものと認識しておりますので、行政と連携し、積極的な推進に努める考えであります。

また、本県においては、2年連続で大雨災害が発生し、2市1村で災害ボランティアセンターが開設され、ボランティア等の協力を得て、被災された住民の生活再建に向けた支援活動が展開されました。

能登半島地震につきましても、発生から1年が経過しましたが、現地では今も被災者支援に向けた活動が継続されています。

このように県内外で災害が頻発・激甚化する中で、災害対応で得た経験を今後活かすべく、災害福祉支援体制の整備に向けた検討を県と共に進め、6年度中に成果をまとめることとしております。

これは、災害発災後のフェーズの変化に対応しながら、災害福祉支援を円滑に提供できるよう平時から体制整備を進めようとするものです。同時に地域共生型の災害被災者支援体制の構築を目指すものでもあります。

この実現に向けては、県・市町村行政と市町村社協、社会福祉法人・施設等との連携体制強化が不可欠と考えておりますので、今後とも御

協力をお願いいたします。

その他の今年度の課題についていくつか触れてみますと、まず高齢化率が全国で最も高い本県で、高齢者の元気づくりは大きなテーマと言えます。認知症予防を念頭に置いたフレイル(虚弱)への対応を強化し、健康寿命の延伸に努める方針のもと、eスポーツを通じて、その効果を検証する事業に引き続き取り組んでまいります。

さらに、子どもに関わる分野では、様々な事情で安心できる居場所を求めている子どもたちや、若い世代が家族を看病、介護するヤングケアラーへの対応も重要であると捉えております。

子ども食堂や食料支援、学習支援、制服等リユースなど多様な取組が個人や企業、団体(支援者)により行われており、支援者とその活動に協力したい個人や企業等と結び付けながら応援する「あきた子ども応援ネットワーク」の充実強化を図っていく考えであります。

このほか、生活福祉資金のコロナ特別貸付利用者へのフォローアップ支援の強化、福祉人材の確保・定着につながる多様な取組の展開、法人の経営安定に向けた調査研究なども実施していく必要があると見ております。

本年も引き続き、県・市町村行政をはじめ、市町村社協や福祉施設、民間福祉関係団体等との協働のもと、地域福祉の推進に取り組んでいく所存ですので、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本年が皆様にとって実り多い年となりますことを祈念して、新年の御挨拶とさせていただきます。

特集

官民協働による地域生活課題の解決と 秋田県における福祉のグランドデザインを描く

秋田県地域福祉推進委員会活動報告

本会では、市町村社会福祉協議会や社会福祉関係団体、各施設種別協議会の関係者、学識経験者、報道関係者等を委員とする「秋田県地域福祉推進委員会」（以下「推進委員会」）を設置しています。

推進委員会では、県民が抱える地域生活課題や、社会福祉事業の推進に関する課題について調査研究、情報共有などを行っています。その取組の一つとして、令和6年8月23日（金）、県と県内の社会福祉関係者・団体等が、福祉を取り巻く課題について意見交換や協議を行い、官民の連携による課題

の解決と秋田県における福祉のグランドデザインを描くことを目的に、「秋田県地域福祉行政懇談会」が開催されました。誌面の都合上、当日の内容を抜粋して紹介します。



災害ボランティアセンターの設置、運営に関する協定の締結について

市町村社会福祉協議会連絡協議会

災害発生時の緊急対応から、復興期、生活再建期と、フェイズが変化していくにつれ、関係機関に求められる役割も変わっていきま

す。その状況に迅速に対応するためには、費用負担を含めたそれぞれの段階における役割分担等を整理した協定を締結しておくことが有効です。

しかしながら、市町村における協定の締結があまり進んでいないことから、県の地域防災計画の中に明確に盛り込むなど、その促進に向けて支援いただくようお願いします。

全国で大規模災害が発生した際には、災害ボランティアや災害福祉支援が不可欠なものとして一般化されているにも関わらず、災害救助法などの災害法制に「福祉」が明確に位置づけられていません。費用負担のあり方も含め、関連法の改正について働きかけをお願いします。

県からのコメント

本県の地域防災計画では、災害発生時の官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において災害ボランティアセンターの運営者である市町村社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努めることとなっています。

あらかじめ役割分担や費用負担等を定めておくことは、迅速かつ円滑な支援活動につながるものと認識していますので、市町村防災担当会議の場などを活用し、災害

ボランティアセンターの立ち上げの流れに関する助言等も含めて丁寧な説明をしていきたいと思えます。

県では、国に対して、災害派遣福祉チームなどが要配慮者や被災者へ行う支援について、災害時の支援活動に係る経費負担等の法令上の整備、平時の研修等の取組に対する財政上の支援の充実を図るよう要望しています。

障害児保育等における市町村格差の解消と少子化対策の基盤としての保育・教育施設の確保

秋田県保育協議会

障害児保育における保育士の加配に対する補助など、市町村の裁量による事業については、高い水準の自治体に合わせられるような情報提供、情報共有をお願いします。また、著しい格差が生じている場合には、県として資金面も含めた支援を行っていただくよう要望します。

住民が安心して子どもを産み、育てる環境を担保することは少子化対策の最も基本的な基盤であることから、市町村が責任をもってそうした保育・教育施設の維持に取り組むため、その根拠となるような条例制定等の施策を検討いただくようお願いいたします。

※地域生活課題とは？

（社会福祉法第4条第3項より）

住民及び世帯が抱える、①福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題、②日常生活におけるあらゆる分野の活動への参加機会を妨げる様々な課題（地域社会からの孤立など）を言います。

同時に、国に対しても、社会保障制度における基本的な公助として、保育・教育施設を各自治体で維持していけるような施策を検討いただくよう働きかけをお願いします。

県からのコメント

障害児保育における保育士加配への補助の状況について、今年度市町村と保育施設に対して調査を実施することとしています。

その結果を取りまとめ各市町村に情報提供し、それぞれが主体的にその状況を踏まえて見直しを進めていくことを期待しています。

県としては市町村との対話を通じて格差の是正を図りながらも、限られた財源の中ではありますが、どのような支援ができるのか考えたいと思っています。

県内の3つの市では子どもに関する条例を制定しています。県としては、そのような前向きな取組についての情報提供をしていきたいと思っています。

国としても少子化が進む地域での機能の維持を課題に掲げ、こどもまんなか実行計画においてもその解決に取り組んでいくこととしていますので、迅速に進めるよう要望をしていきたいと思っています。

また、人口減少が進む地域に見

合った公定価格制度を打ち出すよう従前に引き続き要望していきたいと思っています。



秋田県地域福祉推進委員会 中村委員長

災害時要援護者の支援対応と地域共生社会の実現について

秋田県民生児童委員協議会

大規模災害が発生した際には、民生委員・児童委員(以下「民生委員」)は町内会・自治会と連携しながら、災害時要援護者を含む地域住民のために尽力しています。

一方で、民生委員に期待される役割の増加による負担増やなり手の不足、町内会・自治会を廃止する地域が増えていることが継続的な課題として指摘されています。

そうした状況では、民生委員と町内会・自治会の連携のみで災害時要援護者への支援対応を行うには限界があります。今後は、各市町村が責任をもって個別避難計画の策定を進めながら、その実行に際しては地域住民同士の助け合い

や、地域にある福祉施設、一般の会社などの社会資源と連携してカバーしていくことが不可欠になると考えます。

そしてそのために平時からコミュニケーションや情報共有を行うことが、地域の力を高め、民生委員の負担軽減にもつながる可能性なども含めて意見交換を行いたく、お考えをお聞かせください。

県からのコメント

民生委員の皆様、関係団体の皆様には先の大規模災害をはじめ様々な面で本当にご尽力をいただいていることに改めて感謝申し上げます。

一方、民生委員の定員確保対策や、自治会の解散が増加傾向にある状況はなかなか難しい課題と捉えています。

県では今年度から第3期となる新たな地域福祉支援計画をスタートし、「ともに支え合い」ともに創る「地域社会を目指し、様々な観点で地域共生社会の実現に向けて取り組んでいくこととしています。

本年度、男鹿市は、個別避難計画を見直し、地域福祉に精通した市社会福祉協議会を中心に、民生委員、自主防災組織など地域関係者の協力を得て、地域の実情に即した計画の作成に向けて取り組んでいます。

具体的にはリーフレットの作成や折込みチラシの全戸配布など、住民への周知及び防災意識の醸成を図りながら、各地区の支援者が参加するワークショップでの計画策定や、その後の避難訓練により効果を検証するなど実行性の高い取組となっています。

実行性のある計画策定には福祉や医療関係者、地域住民等の参画が重要であり、より多くの方々が連携して取り組むよう市町村に対して助言していきたいと考えています。

訪問介護事業におけるサービス提供の実態と今後の展望について

秋田県ホームヘルパー協議会・秋田県社会福祉協議会

訪問介護事業は、障害のある方や介護が必要な方の在宅生活を支える役割を担ってきましたが、近年、利用者の減少や人材の確保・養成の困難さなどにより、廃止せざるを得ない事業所が増加しています。

特に中山間地域ではそうした状況が顕著であることに加えて、冬期間は道路から利用者宅までの除雪を余儀なくされるなど、特有の負担があります。高知県や静岡県では自治体独自の支援策を実施

していますが、本県でも、今後とも訪問介護事業を維持していくために、何らかの負担軽減策が考えられないか意見交換を行いたく、お考えをお聞かせください。

県からのコメント

県内の訪問介護事業所では今年度の介護報酬の改定などにより厳しい状況にあると認識しており、我々としても非常に心配しています。

国は、中山間地に関する様々な加算を取り入れるとそれほど事業収入は減らないという説明をしています。国は、中山間地に関する様々な加算を取り入れるとそれほど事業収入は減らないという説明をしています。国は、中山間地に関する様々な加算を取り入れるとそれほど事業収入は減らないという説明をしています。

国に対しては、そうした状況を踏まえた介護報酬の改定について要望を強めていくと同時に、現行の加算についても事業所の方に積極的に活用していただきたいと考えております。

自治体独自の仕組み作りというお話がありました。この課題については全国的なものであり、国の責任において安定的で持続可能な仕組み作りをきちんとやっていただくということを我々としては考えています。

国でも訪問介護事業所等の実態調査に着手しているところですので、その状況も注視していきたいと思っています。

今後の社会福祉法人経営への対応、持続可能性のあり方について 秋田県社会福祉法人経営者協議会

先にも話題になりましたが、自治体内に保育・教育施設が減少していくと、子育てを希望する若い世代が定住をあきらめ、他の自治体に流出していく懸念があり、それは将来的な自治体の衰退に直結します。

介護人材分野では、担い手の不足に対応するため、外国人材の受け入れや職員の定着促進に向けた調査研究や議論が行われています。

障害分野では、施設入所支援の待機者が多く、利用者の重度化・高齢化も進む中、そうした一層手厚いケアや医療的ケアが必要な方を地域で支えるために、支援施設の充実強化や専門的人材の確保・養成などの環境整備が喫緊の課題です。

これら様々な分野の諸課題に加え、本県では深刻な人口減少が続いており、多くの福祉サービスで利用ニーズや担い手が減少しており、今後もさらに進む傾向にあることが予想されます。

そうした状況にあつては、これまで福祉サービスを中心的に担っ

てきた社会福祉法人、社会福祉協議会などのあり方を含め、今後秋田県における福祉サービスの提供体制をどのようにデザインしていくかを根本から考える必要があると感じています。

加えて、社会福祉法人の連携、合併や譲渡、経営基盤の安定化につながる取組、社会福祉法人に求める役割などについて県としてのお考えをお聞かせください。

県からのコメント

秋田県では子育て施策日本一を掲げており、子どもへの医療費助成や保育料助成などの施策では全国トップクラスです。

一方で、高齢者に対しては県独自の対策にも様々な取り組みがありますが、対象の方々の絶対数が非常に多いことから、施策の持続可能性も含めた財源の面で大変厳しい状況にあります。

そうした中でも、県としてどういったことができるのか、どういったところに手間や資金をかければより効果が出るのかという点については、ぜひ皆様方のご意見を聞き、お知恵を借りながら取組を進めていきたいと思っています。

今回は福祉分野のお話ですが、医療分野でも高齢化に対応した今後の医療の在り方、そして同じよ

うに産科医療や分娩施設の維持、医師や看護師の人材不足というような課題もあることから、双方の分野で情報共有させていただきながら、福祉と医療の連携という中で、まさにグランドデザインを描いていく必要があると思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

社会福祉法人の合併は確かにハードルが非常に高く、特に業種が異なるとなかなか難しいと思います。県では、業種が違う法人同士で連携して、一部事務を共同で行うことによる経営の効率化、共同での物品の調達や人材確保といった取組を支援する事業を行っています。

そうした事業の活用も進めながら、合併は難しくとも、法人間で連携して経営を行うことは模索できるかと思えますので、県としても支援をしていきたいと思っています。

※このほか、認知症予防を重視したフレイル予防対策の推進についても協議が行われました。本会の取組を次号で紹介する予定です。

推進委員会では、今後も国の動向や県内の状況に注視しながら、調査研究や行政とのパートナーシップの構築に向けた提言・政策要望を行ってまいります。要望・回答の詳細はホームページでご覧いただけます。



返済免除がある貸付制度のご案内

本会で取り扱っている次の貸付制度には、養成校卒業後や資格取得後、定められた業務に一定期間継続して従事することを条件に貸付金の返還を免除する仕組みが設けられています。申込方法等の詳細は、本会のホームページか、下記の二次元コードからご確認をお願いします。

学業に専念しやすい環境づくりと福祉分野の資格取得・就労に、ぜひこれらの資金をお役立てください。

障害福祉分野就職支援金

<貸付対象者>

次の要件を全て満たす方

- 介護職員初任者研修等の所定の研修を修了した方
- 障害福祉職員として、就労する日までに秋田県福祉保健人材センターに「障害福祉分野就職支援金利用計画書」を提出した方
- 県内の障害福祉施設・事業所において初めて障害福祉職員として就職した、若しくは就職することが決まっている方

<返還免除>

次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

- ◎県内の障害福祉施設・事業所で、2年間継続して障害福祉サービス業務（介護）に従事した場合



介護分野就職支援金

<貸付対象者>

次の要件を全て満たす方

- 介護職員初任者研修等の所定の研修を修了した方
- 介護職員として、就労する日までに秋田県福祉保健人材センターに「介護分野就職支援金利用計画書」を提出した方
- 県内の介護施設・事業所において初めて介護職員として就職した、若しくは就職することが決まっている方

<返還免除>

次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

- ◎県内の介護施設・事業所で、2年間継続して介護業務に従事した場合



児童養護施設退所者等に対する自立支援資金

<貸付対象者>

次の要件を満たす方

- 生活支援費：児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、大学等に在学する方（以下「進学者」という。）
- 家賃支援費：進学者及び児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、就職している方
- 資格取得支援費：児童養護施設等の入所者又は里親等に委託中の者及び進学者のうち、就職に必要な資格取得を希望する方

<返還免除>

次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

- ◎生活支援費・家賃支援費：5年間就業を継続した場合（進学者は、大学等を卒業後1年以内の就職が要件）
- ◎資格取得支援費：2年間就業を継続した場合



介護福祉士修学資金

<貸付対象者>

次の要件を全て満たす方

○全国の介護福祉士養成施設に在学する方で、卒業後、県内で介護福祉士として介護業務に従事する意思がある方

○学業成績が優秀であり、経済的理由等により、貸付が必要と認められる方

○過去に同種の貸付制度を利用したことがない方

<返還免除>

次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

○養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士登録を行い、県内で3年間継続して当該業務に従事した場合



保育士修学資金

<貸付対象者>

次の要件を全て満たす方

○全国の指定保育士養成施設に在学している方で、卒業後、保育士登録を行い、県内の保育所・認定こども園・預かり保育をしている幼稚園等で保育業務に従事しようとする方

○優秀な学生であって、かつ世帯の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要と認められる方

○他の都道府県から本修学資金を借り受けていない方

<返還免除>

次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

○養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行い、県内の保育所等で3年間継続して当該業務に従事した場合



福祉系高校修学支援金

※本県は、六郷高等学校のみ対象

<貸付対象者>

次の要件を全て満たす方

○福祉系高校に在学する方で、卒業後、県内の施設・事業所で介護職員として業務に従事する意思がある方

○在学する福祉系高校の長の推薦を受けた方

<返還免除>

次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

○福祉系高校を卒業後、1年以内に介護福祉士登録を行い、県内で3年間継続して当該業務に従事した場合



ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

<貸付対象者>

次の要件を全て満たす方

○各自治体が実施する「高等職業訓練促進給付金」の受給者

○秋田県内に住民登録をしている方

○養成機関での課程修了後、秋田県内において返還対象業務に従事しようとする方

○他の都道府県から本資金を借り受けていない方

<返還免除>

次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

○養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に就職し県内で取得した資格が必要な業務に5年間継続して従事した場合



地域と共に

社会福祉法人水交会

後三年鴻声の里

主任事務員 小原 恵



平安時代後期の後三年合戦の古戦場のすぐ近くに位置し、雁の里キャンプ場や後三年スキー場も徒歩圏内にあるなど、自然豊かな美郷町仙南地区に位置する当施設は、昭和50年に『大曲仙北広域後三年更生園』として開設されました。平成20年に『社会福祉法人水交会后三年鴻声の里』と名称が変わりましたが、地域住民の方からは親しみを込めて現在も「更生園」と呼ばれることも少なくありません。また、施設前には町の指定文化財に指定されている樹齢300年を超える天陪の一本杉があり、当施設のシンボルのよう存在になっています。そんな当施設の最大行事は、ご

家族や地域の方々を多数お招きして行う鴻声祭です。利用者さんと職員による合唱が毎年恒例となっていますが、合唱の最後には地元のコーラスグループと共演させていただき、私たちだけでは織り成すことのできないハーモニーを来場者の皆さんに楽しんでいただいております。また、当日は大勢の来場者に対応するため、地元の小学校、中学校、高校の児童生徒の有志の皆さんからボランティアとしてご協力をいただいております。職員の中にはかつてボランティアとして鴻声祭に参加した人もおり、職場の雰囲気を実際に感じてもらう機会にもなっています。

地元自治会とは災害時応援協定を締結しており、有事の際にはご協力いただけることになっています。毎月実施している施設内の避難訓練に加え、年1回、地域の方にも参加していただき総合避難訓練を実施していますが、過疎化と高齢化により年々参加者が減少しております。そのため参加者の確保に繋げるため、訓練に加え地震体験車に来てもらい、実際に大地震の恐ろしさを体験してもらったり、災害時用非常食を試食いただいたりと趣向を凝らしています。このようにいつもご協力をいただいている地域のために私たちが

できることのひとつとして、年に数回ですが地域美化奉仕を実施しています。横手盆地に降り積もった大量の雪が解けると、地域を歩いて春が訪れたことを肌で感じながらゴミ拾いを行います。6月に行われる地元の真山神社祭典の前には参道の清掃を実施していますが、職員でも息が切れる程の急な坂も数箇所もあり、ここ数年は高齢化により残念ながら参加できる利用者さんが少なくなってきました。利用者さんの分を職員がカバーしつつ、できる限り続けていきたいと思っています。この他にも秋にはJR後三年駅の清掃を行っています。ですが、今年はJR職員の方と一緒に駅舎の清掃を行うことができ、参加した利用者さんから「一緒にできて楽しかった」との声が聞かれており、これも続けていきたい活動です。

当施設も地域も高齢化という共通の課題を抱えており、これまで通りにはいかない面もあるとは思いますが、変容しつつ、これからも地域と共に年輪を重ねていきたいものです。



技術と信頼で明日を拓く

互大設備工業株式会社

代表取締役 脇 屋 憲 一

本社／秋田市添川字境内川原228-27

TEL.018(833)9270・FAX.018(834)6304

福祉サービス第三者評価

令和7年度分受付期間設定のお知らせ

当事業は、サービス質の向上に向けた取組として、福祉施設・事業所の皆様に御活用いただいています。お申込・調査・結果報告までの一連の流れをスムーズに実施するために、申込みの受付期間を設定いたします。令和7年度 of 受審を予定している場合は、次の期間中にお申込みください。

申込みの受付期間

令和7年 **3月1日**～**4月1日**

受付予定件数

6件(事業所番号単位)



福祉サービス第三者
評価事業について詳
細はこちら

資料・お見積の依頼やお問い合わせ

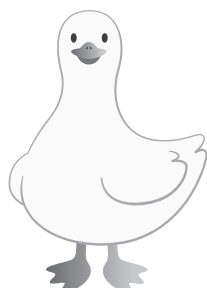
総務企画部 総務・企画情報担当

TEL : 018-864-2740 FAX : 018-864-2702

Mail : hyoka@akitakenshakyo.or.jp

がんを含む

病気や
ケガの
備えに



— 月額保障×サービスでつくる —
新しい形の医療保険
REASON

●契約年齢●

0歳～
満85歳まで

※ご契約内容に
より異なります。

心配な
「がん」の
備えに



「生きる」を創る
がん保険

WINGS

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しています)

ナカイ株式会社 秋田支店

TEL 0120-712-816 FAX 018-866-1762

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

Aflac

アフラック

秋田支社

〒010-0001 秋田県秋田市中通2-4-19

商工中金・第一生命秋田ビル

Tel.018-811-0924 Fax.018-825-1011

AFアツ課-2024-0244-2407011 5月10日

皆様の善意

〔令和6年9月16日から12月8日まで〕

◎寄附◎

●あいおいニッセイ同和損害保険株式会社秋田支店プロ会 様
100,000円

●匿名 様

15,000円

●匿名 様

《指定寄附金 100,000円》
↓あきた子ども応援ネットワークを通じ登録団体2か所へ
有限会社共友建設 様

●指定寄附金 250,000円

《指定寄附金 250,000円》
↓あきた子ども応援ネットワークを通じ登録団体5か所へ

◎物品預託等◎

●一般社団法人生命保険協会秋田県協会 様
《福祉巡回車（軽自動車）》
↓社会福祉法人潟上市社会福祉協議会へ
《ふれあい福祉募金（各10万円）》
↓就労継続支援B型を実施する2事業所・地域活動支援センター1か所へ

寄附に関する問い合わせ先
総務企画部 総務・企画情報担当
TEL (018) 864-2712

◎災害遺児愛護基金事業へのご寄附◎

●秋田県自動車販売店協会 様
35,300円

●第35回福祉チャリティゴルフ参加者 様
90,500円

●金 康宏 様
10,000円

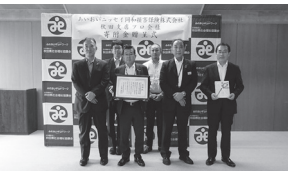
●公益社団法人秋田県バス協会 様
161,800円

●秋田春光懇話会 様
6,000円

《高齢者支援募金（各7万5千円）》
↓高齢者支援を実施する2団体へ
株式会社秋田放送 様

●《点字カレンダー 150部》
↓秋田県視覚障害者福祉協会及び視覚障害者関係福祉施設・学校3か所へ
姉帯電気工業株式会社 様

●《トイレレットペーパー 4,000個》
↓秋田市保育協議会へ



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 様



(一社)生命保険協会秋田県協会 様



(公社)秋田県バス協会 様



株式会社秋田放送 様



姉帯電気工業株式会社 様

知的障がい児者・自閉症児者の
生サポは 家族の安心を支えます

発達障がい児者の方も
ご加入いただけるようになりました。

●日常生活に関する相談支援 ●就労に関する相談支援 ●権利擁護に関する相談支援 の3事業を実施しています。

主な補償内容

病気やケガで入院したとき
入院給付金

賠償責任を負ったとき
個人賠償責任補償

ケガをしたとき
死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金
(地震・噴火・津波によるケガも対象)

虐待・逮捕・勾留に対応するとき
弁護士費用等補償 ※プランによって補償します

病気で死亡したとき
疾病葬祭費用保険金 ※プランによって補償します

就労中に他人にケガをさせたり
物を壊してしまったとき
職業従事中事故対応費用補償 ※プランによって補償します

当会にご入会いただくと、
知的障がい児者、自閉症児者の
ための病気やケガの
総合補償制度をご利用いただけます。

●生活サポート総合補償制度の主な特長●

- ▶入院給付金は既往症の病気、てんかんも補償。
- ▶全国の団体を通じてのご加入のため、多数割引が適用され、個人加入の場合に比べて保険料が割安です。
- ▶取扱代理店は、知的障がい児者や自閉症児者への保険の販売において、30年以上の実績があります。

※上記は概要ですので詳細は下記までお問い合わせください。
生活サポート総合補償制度は…
全国で約15.5万人※のみなさまにご利用いただいている補償制度です。

※2023年11月時点

AIG損保の普通傷害保険

生活サポート総合補償制度

特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット

保険のお問合せはこちら

■担当代理店・扱者
株式会社 ジェイアイシー 北東北支店
〒020-0034 岩手県盛岡市盛岡駅前通15-20
東日本不動産盛岡駅前ビル5F
TEL：019-622-4778 FAX：019-622-4788
受付時間：午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社
AIG損害保険株式会社
https://www.aig.co.jp/sonpo
盛岡支店
〒020-0015 岩手県盛岡市本町通3-18-45 富士火災盛岡ビル7階
TEL：019-651-0584
受付時間：午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご入会のお問合せはこちら

秋田県知的障害児者生活サポート協会
〒010-0922 秋田市旭北宋町1-5 秋田県社協内
TEL：018-838-0947 FAX：018-838-0948

ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>

令和6年度

全社協 保育所・認定こども園の損害補償

スケールメリットを活かした充実した補償と割安な保険料です。



◆ 加入対象は社会福祉法人等が運営する認可保育所、認定こども園

セットプラン

保険金額	基本セットプラン	天災セットプラン
身体賠償（1名・1事故）	1億円・7億円	2億円・10億円
財物賠償（1事故）	1,000万円	1,000万円
受託・管理財物賠償（期間中） うち現金支払限度額（期間中）	200万円 20万円	200万円 20万円
人格権侵害（期間中）	1,000万円	1,000万円
事故対応特別費用（期間中）	500万円	500万円
被害者対応費用	1名につき 5万円限度 1事故 10万円限度	
死亡保険金	121.2万円	108万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4%～100%	
入院保険金（1日あたり）	1,700円	1,500円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	
通院保険金（1日あたり）	1,100円	1,000円
天災補償	なし	あり

基本セット補償保険料計算例
100名で加入の場合

賠償	29,300円
傷害 870円 ×100名 ×1口	87,000円
合計	116,300円

セットプランを
おすすめします!!



個別プラン

プラン1 保育所業務の補償

- 基本補償
 - オプション1 ● 地域子育て支援拠点事業等補償
 - オプション2 ● 保育所の借用不動産賠償事故補償
 - オプション3 ● 看護職の賠償責任補償
 - オプション4 ● クレーム対応サポート補償
- 個人情報漏えい対応補償
- 保育所の什器・備品損害補償

プラン2

保育所利用者の補償

- ① 園児の傷害事故補償
- ② 来園者の傷害事故補償
- ③ 園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3

職員等の補償

- ① 職員の労災上乗せ補償
使用者賠償責任補償
- ② 役員・職員の傷害事故補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償

プラン4

法人役員等の補償

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約（賠償責任保険、サイバー保険、学校契約団体傷害保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険）です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「保育所・認定こども園の損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社 TEL：03(3349)5137

受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL：03(3581)4667

受付時間：平日の9:30～17:30（土日・祝日、年末年始を除きます。）



社協のいま

八峰町社会福祉協議会

秋田県内各地の社会福祉協議会から、最新の情報をお届けします！

八峰町社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、『誰もが住み慣れた地域で安心して誇りを持って暮らせる町づくり』の実現に向け、日々さまざまな地域福祉活動に取り組んでいます。

その中で現在行っている地域住民の交流事業と、先日開催した災害ボランティアセンター研修会についてご紹介します。



【高齢者健康づくり・仲間づくり事業】

本会では町老人クラブ連合会との共催で12月から2月までの3か月間、ユニカールとポッチャを通じた交流会を開催しています。

運動不足になりやすく、人と交流する機会が減少しがちな冬期間の健康増進や体力維持、また仲間づくりが目的です。12月はハタハタ漁で忙しくなる可能性があるため、八森地区の方々の参加は1月からというのも当町ならではの

しょうか。

以前は温泉（ハタハタ館）に隣接した施設で競技を行った後、ハタハタ館で昼食を食べ、温泉に入浴するという内容でしたが、現在は本会事務所内のホールで競技のみを実施しています。それでも開催日に合わせてお弁当を注文し、地区のコミュニティセンターに戻ってから昼食会を開催するなど、交流の場を積極的に設けている老人クラブもあります。

本事業は単位地区老人クラブごとに参加者の取りまとめをお願いしていますが、ここ数年で解散したクラブがいくつかあり、その地区に住んでいらっしゃる方々の参加を促すことが必要と考えています。また、新たな参加者が増えるよう本事業の広報周知に力をいれていきます。



ユニカール交流会



【災害ボランティア研修会】

本会のボランティアセンターに登録している団体、個人、民生児童委員、自治会長を対象とした災害ボランティアセンター研修会を開催しました。前半は県の防災アドバイザーの方から「災害時のボランティア活動と避難所開設について」と題した講話をいただきました。

参加者からは避難行動要支援者に関する情報共有の在り方や避難所のトイレの設置について、またペットの同行避難に関する秋田県の現状についてなど、たくさん質問がありました。

後半では町防災町民課の職員から発電機の使い方を教わり、実際に

に動かす訓練も行いました。男性は農作業等で使い方を知っている方がほとんどでしたが、女性の参加者は普段このような機械に触れる事が少なく、大変な事になったと好評をいただきました。

八峰町ではこれまで災害ボランティアセンターを設置したことはありませんが、大規模災害が起こった場合を想定しながら行政、社協、地域住民、各種関係機関が一体となって動けるように研修や訓練を続けてまいります。

本会では地域住民の「つながり」がより強くなる事を念頭に置いて活動を行っています。まだまだ十分ではない点もありますが、これからも「いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる町づくり」を目指し、活動していきたいと思えます。



研修会の様子